

市税に係る減免措置調査票

		所属名	福祉局
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・法人市民税・固定資産税 軽自動車税・事業所税	
	減免内容	障がい者・未成年者・寡婦(夫)	
	(該当条例等)	条例 第45条 第1項 第4号	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 障がい者施策 (2) 支援の必要性(理由) 合計所得額が125万円を超え、150万円以下の障がいをもつ方への軽減措置(1/2)については、市条例において規定している。(なお、合計所得金額が125万円以下の方については、地方税法295条の規定により減免されている。) 障がい者の所得状況については、常用労働者全体と比較して低く、障がい者の自立の促進を図るため引き続き個人市民税の軽減措置を図る必要がある。 (参考) 地方税法において、障がい者にかかる住民税の非課税・減免措置が規定されている。 第二百九十五条 (個人の市町村民税の非課税の範囲) 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税(第二号に該当する者にあつては、第三百二十八条の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課することができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 二 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。) (市町村民税の減免) 第三百二十三条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。	
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		有 ・無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		障がい者の税制上の措置については、地方公共団体の責務でもあるため。 なお、比較4市(横浜市、名古屋市、京都市、神戸市)においても、財政支援として同趣旨の市民税の減免を行っている。 (参考) 障害者基本法 (経済的負担の軽減) 第二十四条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用率等の減免その他必要な施策を講じなければならない。	

《ヒアリングにおける所属の意見等》

- 障がい者の所得状況については、常用労働者全体と比較して低く、障がい者の自立の促進を図るため引き続き個人市民税の軽減措置を図る必要がある。
- また、障がい者の税制上の措置については、障害者基本法第24条の規定によって、地方公共団体の責務であり、比較4市(横浜市、名古屋市、京都市、神戸市)においても、同趣旨の市民税の減免を行っている。
- 市税の減免制度を廃止し、新たな補助制度により対応するとした場合、次のように事務の煩雑化を招くこととなる。
 - 〔現 行〕
 - 現金の納付の手続きがなく簡便である。
 - ・市税の減免の申請(対象者)
 - ・減免の手続き(行政)
 - 〔変更後〕
 - 対象者、行政ともに、市税納付と補助金交付という二重の事務手続きが生じる。
 - ・市税の納付、補助金の申請(対象者)
 - ・市税の収納、補助金の審査、補助金の給付(行政)
 - (市税を滞納している者に補助金を給付してしまう恐れがあり、それを避けるためには、納税証明の提出を求める必要がある。)
- 当該減免については、対象者の要件が条例で明記され、透明性は確保されており、事務の煩雑化を伴う補助制度化によって透明化を図る必要はない。

市税に係る減免措置調査票

		所属名	健康局
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・法人市民税・固定資産税 軽自動車税・事業所税	
	減免内容	障がい者・未成年者・寡婦(夫)	
	(該当条例等)	条例 第45条 第1項 第4号	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 障がい者施策 (2) 支援の必要性(理由) 合計所得額が125万円を超え、150万円以下の障がいをもつ方への軽減措置(1/2)については、市条例において規定している。(なお、合計所得金額が125万円以下の方については、地方税法295条の規定により減免されている。) 障がい者の所得状況については、常用労働者全体と比較して低く、障がい者の自立の促進を図るため引き続き個人市民税の軽減措置を図る必要がある。 (参考) 地方税法において、障がい者にかかる住民税の非課税・減免措置が規定されている。 第二百九十五条 (個人の市町村民税の非課税の範囲) 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税(第二号に該当する者にあつては、第三百二十八条の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課することができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 二 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。) (市町村民税の減免) 第三百二十三条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。	
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		有 ・無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		障がい者の税制上の措置については、地方公共団体の責務でもあるため。 なお、比較4市(横浜市、名古屋市、京都市、神戸市)においても、財政支援として同趣旨の市民税の減免を行っている。 (参考) 障害者基本法 (経済的負担の軽減) 第二十四条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用率等の減免その他必要な施策を講じなければならない。	

《ヒアリングにおける所属の意見等》

- 障がい者の所得状況については、常用労働者全体と比較して低く、障がい者の自立の促進を図るため引き続き個人市民税の軽減措置を図る必要がある。
- また、障がい者の税制上の措置については、障害者基本法第24条の規定によって、地方公共団体の責務であり、比較4市(横浜市、名古屋市、京都市、神戸市)においても、同趣旨の市民税の減免を行っている。
- 市税の減免制度を廃止し、新たな補助制度により対応するとした場合、次のように事務の煩雑化を招くこととなる。
 - 〔現 行〕
 - 現金の納付の手続きがなく簡便である。
 - ・市税の減免の申請(対象者)
 - ・減免の手続き(行政)
 - 〔変更後〕
 - 対象者、行政ともに、市税納付と補助金交付という二重の事務手続きが生じる。
 - ・市税の納付、補助金の申請(対象者)
 - ・市税の収納、補助金の審査、補助金の給付(行政)
 - (市税を滞納している者に補助金を給付してしまう恐れがあり、それを避けるためには、納税証明の提出を求める必要がある。)
- 当該減免については、対象者の要件が条例で明記され、透明性は確保されており、事務の煩雑化を伴う補助制度化によって透明化を図る必要はない。

市税に係る減免措置調査票

		所属名	こども青少年局
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	☒ 個人市民税 ・ 法人市民税 ・ 固定資産税 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	障がい者・未成年者・寡婦(夫)	
	(該当条例等)	条例 第45条 第1項 第4号	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 経済的支援 (2) 支援の必要性(理由) ・寡婦(寡夫)については、一般的に就労収入が低く、経済的基盤が脆弱であることが多いため経済的支援をすることが必要である。	
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		☒ 有 ・ 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		・寡婦(寡夫)については、125万円以下の場合、市民税は非課税となっているが、125万円を超えた途端に市民税が課税される。生活基盤が不安定である寡婦(寡夫)への経済的支援施策であり、一般的に就労収入が低く、経済的基盤の弱い寡婦(寡夫)に対し所得150万円までを50%減免することにより段階的な負担の軽減を行い、経済的支援をすることが必要である。	

《ヒアリングにおける所属の意見等》

○減免措置の廃止等による各制度への影響

市税における減免措置の適用状況を踏まえて保育料や施設利用料を決定しており、措置の見直しにあたっては、子育て世帯における経済的負担に配慮が必要であり、特に、ひとり親世帯については、様々な福祉制度の適用を受けており、経済的にも脆弱であることから、少額の税負担増であっても、大きな負担感がある。